

新・平塚市社会福祉協議会 発展・強化計画



 社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会
平成31年(2019年)3月

—目 次—

1. 経営課題の把握と分析	1
1-1. 市社協を取り巻く経営環境	
1-2. 経営課題の把握	
2. 計画の策定について	4
2-1. 計画策定の趣旨	
2-2. この計画について	
3. 経営理念と将来ビジョン	7
3-1. 市社協の使命	
3-2. 経営理念	
3-3. 将来ビジョン	
4. 経営戦略の策定	11
4-1. 事業領域の考え方	
4-2. 事業展開の基準と評価の方法	
4-3. 経営戦略	
5. 計画の実施と推進	18
5-1. 計画の進行管理	
5-2. 計画の見直し	
○ 資料編	20

1. 経営課題の把握と分析

1-1. 市社協を取り巻く経営環境

人口減少社会を迎え、担い手不足から現場の運営に支障をきたす事態も起きています。市社協が従来から推し進めてきた事業などは、新たな民間サービスや住民主体の福祉活動と競合することも想定されます。



◇全国的な背景

社会構造の変化の背景に少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少があり、様々な業界、業種で担い手不足を招いています。特に医療、介護、福祉の現場でその傾向は顕著なものがあります。またボランティアな活動においても後継者が育たず、活動の継承に課題があると考えている団体の運営者が多くいます。

近年では住民の抱える地域生活課題が複雑化、困難化する傾向がさらに進み、特に自殺対策や成年後見制度の利用促進、生活困窮者への支援などについては、従来の高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の枠組みに当てはまりません。

また団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、全人口に対する割合が18%を超え、65歳以上（前期高齢者）を含めた高齢者の割合は30%を超えることが予想されています。これにより、医療費や介護費用の増大に伴う財源確保の問題、介護を必要とする高齢者の増大に対する介護医療従事者の人手不足などが問題となる、いわゆる「2025年問題」が顕在化するため、国では地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

◇平塚市社協を取り巻く状況

平塚市社会福祉協議会（以下、市社協）は、従来から一貫して地域の支えあい活動やボランティア活動の推進に努めてまいりましたが、各地区におけるボランティアセンター的な役割が町内福祉村や地区協議体でも行われるようになり、また高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）は積極的に高齢者を中心とした地域の生活課題解決に取り組んでいます。

一方で市社協は社会福祉法人であるため、社会福祉法の改正を受け運営や財務の透明化が求められるとともに、自主自立、経営重視の路線は今後も進んでいきます。

さらにはNPOなどを含めた運営資金獲得方法が変わりつつあり、非営利組織のネット上で決済する場面なども見受けられます。市社協でも自治会を通じて集めることは徐々に難しくなる状況であり、資金獲得は目的や用途が明確で共感されなければ支持されない、つまりは寄附につながらないものになっています。

◇近い将来

民間事業者の動きも活発化しており、例えば、移動が困難である高齢者向けの店舗主体の買い物支援、ITシステムを用いたシェアリングサービス、マッチングサービスなど様々な民間サービスが台頭しています。これらはボランティアセンターやファミリーサポートセンターなどと運営の構造が似ています。民間サービスによる生活支援、見守りや移送など益々充実するなかで、その手法を参考に市社協として事業展開を見直さなければならない場面も想定されます。

これら民間サービスと市社協の事業は互いに淘汰しあう関係ではなく、住民の選択肢の広がりとして充実していくことが必要です。またボランティア活動への対価についても考える時期に来ています。



1-2. 経営課題の把握

待遇や働きやすさを改善しないと従事職員が集まりにくい状況になっています。一方で事業収支における人件費の確保が課題です。

市社協では、経営課題をまとめたものとして、平成29年度に経営改善計画を策定しました。事業運営の経営課題として事業ごとに細かく財源の使途が限定されるなど資金の弾力的な活用がしにくく、その結果効率的な運営につながりにくい状況にあります。

また、職員の高年齢化や年齢層の偏り、雇用形態の細分化などが起きています。計画的な採用や有資格職員の確保が必要であり、そのために雇用条件、責任と処遇、人件費確保等を一体で整理することが組織運営の課題の中心となっています。

現状での事業運営の課題を一つ上げるとすれば、障がい者の生活介護事業をはじめとする平塚栗原ホームの在宅福祉事業の収支バランス及び長期的な事業の安定化があります。その他の事業運営課題に関しては、事務事業評価の実施により課題を抽出しました。

事務事業評価を行った上での市社協のウイークポイントとして、事業展開においてマーケティング調査のような裏付けが十分でないところがあります。どの地区の誰の意見であるとか、どのくらいの人数が潜在的に存在するのかなど確証の積み上げが充分にできているとは言えない状況にあります。地域福祉推進にあたり数値的根拠を明確にした上で事業展開をすることが必要です。

また同じく事務事業評価全体を通して浮かび上がった点は、広報や成果物のまとめに対する各職員の意識が十分ではありません。市社協から提供する資料等は、全体的に説得性に欠ける印象になっていますので、誰にでも分かり易くといった配慮が必要になります。



2. 計画の策定について

2-1. 計画策定の趣旨

この計画書の策定には、次の意味合いがあります。

- ・取り巻く環境の変化に対応し、組織と事業を持続可能にするため
- ・住民や諸団体に対する説明責任を果たすため
- ・職員の意識改革をより一層進めるため
- ・この計画及び事務事業を評価し、見直しを進めるため

◇これまでの経緯

昭和 28 年に設立され、昭和 50 年に社会福祉法人となった市社協は一貫して地域福祉の推進に関わり、また在宅福祉サービスの実施や福社会館等の管理運営を併せて行ってきました。平成 12 年に施行した社会福祉法第 109 条において地域福祉を推進する団体と明記されましたが、その後の介護保険制度や指定管理者制度の導入では、社会福祉法人としての経営的側面の課題が増えていきました。

さらに平成 28 年 3 月策定の発展・強化計画策定時に引き続き、少子高齢化や人口減少に伴う生活課題が増えていき、従来からあった高齢・障害・児童などの制度の枠を外して総合的な支援を進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を推進する考え方が国から示されました。これにより地域をはじめ、市社協の役割はさらに大きくなっています。

平塚市と市社協では、平成 26 年から地域福祉の計画を一体策定し、平成 31 年 3 月には平塚市地域福祉リーディングプランとして、平塚市地域福祉計画（第 4 期）と平塚市地域福祉活動計画（第 3 期）が策定され、地域福祉推進について同じ方向性を共有しています。

◇計画の趣旨

市社協は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

今後も市社協を取り巻く環境の変化に対応しつつ、組織と事業のどちらも継

続を目指していく必要があります。そのためには、住民や会員、諸団体の方々に説明責任を果たすとともに、市社協職員一人ひとりがこの計画に基づいて活動をしなければなりません。そして見直しの時期には、計画自体のほか各事務事業を評価します。

これらの策定の意味合いを踏まえ「新・平塚市社会福祉協議会 発展・強化計画」として策定します。

2-2. この計画について

この計画は、本会の経営基盤の強化を目的とするとともに、「平塚市地域福祉活動計画」を組織・事業・財政面からバックアップします。

◇計画の名称

この計画は、「新・平塚市社会福祉協議会 発展・強化計画」とします。

◇計画の位置づけと役割

この発展・強化計画は、市社協の全事業と組織運営を網羅するものであり、平塚市地域福祉活動計画の実現を支えるものと位置づけます。さらにこの計画から実施計画等を通じ、単年度の事業計画へつながっていきます。実施計画には、経営改善計画や事業継続計画（BCP計画）などの単年度では収まらないものを想定します。

なお、「わたしたち一人ひとりが 輝く（かがやく） 共生のまち ひらつか」を基本理念に掲げる平塚市地域福祉リーディングプランが、第4期平塚市地域福祉計画・第3期平塚市地域福祉活動計画・第1期平塚市自殺対策計画・第1期平塚市成年後見制度利用促進計画・第1期平塚市生活困窮者自立支援計画が一体のものとして策定されています。

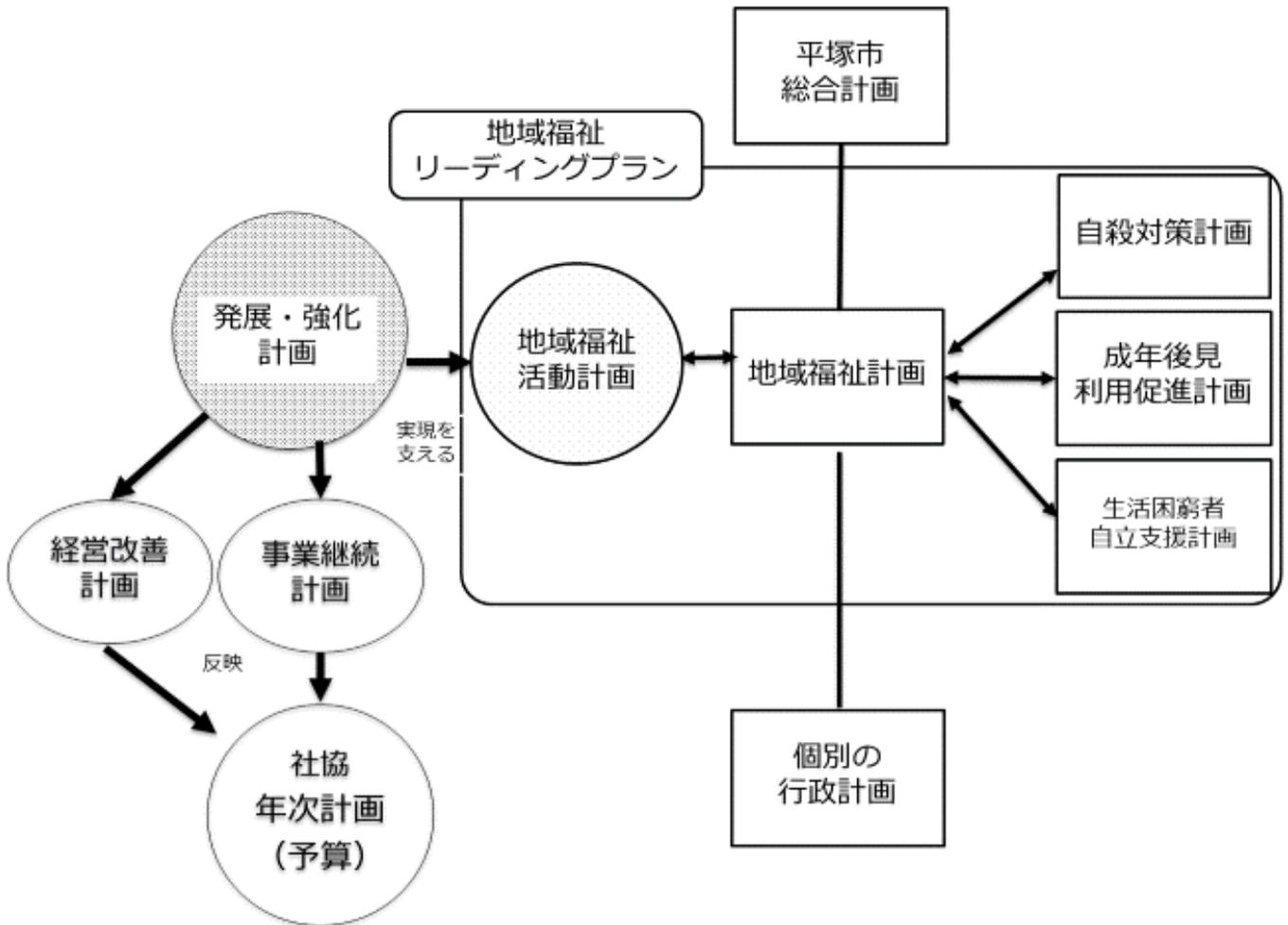
◇計画期間

課題に即応していくために計画の終了時期を定めず、平成31年度(2019年度)からおおむね4年ごとのバージョンアップ形式で見直します。

◇各計画の相関図

○は市社協計画

□は行政計画



3. 経営理念と将来ビジョン

3-1. 市社協の使命

平塚市社協は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」のためのコミュニティワークとコミュニティデザインの実践が使命です。

社会福祉協議会が全国組織であるが故に、本来の使命は全国共通のものとなっており、地域との協働によるコミュニティの形成と、住民が主体となり相互に支え合う地域福祉の仕組みづくりを目指して、「住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進」としています。*1

一方、市区町村社協は都道府県社協とともに「地域福祉の推進を図る団体」として社会福祉法にて規定され、「コミュニティワーク」*2や「コミュニティデザイン」*3を業務の中心としています。

福祉社会の実現のことを「福祉のまちづくり」や「地域共生社会の実現」、「地域包括ケアシステムの構築」など様々な表現をもって表しますが、平塚市社協では、「地域で、みんなで、ゆるやかにつながる」ことに向けて実践することとします。

市社協は地域の実情に合わせた業務を通じ、住民、行政、関係機関とともに使命の達成を目指していきます。

*1 基本的に社協の使命は、全社協をはじめ各市区町村社会福祉協議会が共通であり、現計画の使命と経営理念は、「市区町村社協経営指針」を元としている。その後、全社協からは「全社協福祉ビジョン 2011」「社協・生活支援活動強化方針」「我が事・丸ごと地域共生社会」が提案、提言されている。

*2 コミュニティワーク——地域社会において地域住民の福祉ニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術。

*3 コミュニティデザイン——コミュニティの力が衰退しつつある社会や地域のなかで、人と人のつながり方やその仕組みをデザインすること。

【出典：artscape(<http://artscape.jp/artword/index.php>)】

◇市社協が地域福祉を進める合言葉・・・

～地域でつながる みんなでつながる～

平塚市地域福祉リーディングプランの中でも述べられていますが、地域共生社会の実現を目指す上で、援助を受ける人と支援する人を分けて考えるのではなく、この発展・強化計画においても地域に暮らしているすべての人はお互いに関係しあい、つながり合う社会資源で、誰かは誰かの役に立っていると考えます。

しかし過度なつながりは息苦しくなってしまう、現代ではプライバシーの確保も大切です。また他人との関りを断ち、介護サービスなどの介入を拒む人もいます。つながりはネットの中だけ、災害があった時だけなど個人ごとに異なるものです。見守り活動も行き過ぎれば監視のようになってしまいます。そのため市社協として目指すゆるやかなつながり「地域でつながる、みんなでつながる」のためにはどうすればいいかに意識を向けていきます。

◇市社協を取り巻くつながり

地域福祉の登場人物は、地域に住むすべての個人、団体、組織でゆるやかなネットワーク*4を形成します。

*4 地域の課題に対して、その課題解決に取り組みたいと思う地域住民や解決に必要な人、機関（部門）が、柔軟かつ臨機応変に連携して、実働できるようなネットワークのこと。



3-2. 経営理念

使命を達成するために、以下の5つの経営理念に従って必要な事業を実施し、事業を行うことができる組織体制を整えます。

	住民参加・協働による福祉社会の実現 地域の福祉社会とは、そこに住む住民や福祉団体、福祉サービス事業者、行政などが連携・協働し、支えあうことができる社会です
	地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組みへのたゆみない挑戦 実施する事業は地域のニーズを解決するものでなければなりません。さらに、今までにない新たな取組みを開発することに挑戦し続けます。
	地域における利用者本位の福祉サービスの実現 福祉サービスは自立支援や利用者の立場に立った質の高いものである必要があります、利用者の自己決定が大切です。
	地域に根ざした総合的な支援体制の実現 地域住民に密着したところでの福祉の総合化を図る必要があります。様々な立場の方々が包括的に支えあい、本人の自立を支援します。
	地域から信頼される組織体制の維持と向上 法人組織としての信頼を得るために、コンプライアンス（法令遵守）やガバナンス（内部統制）の実施のほか、安定した経営をめざし、適正な事業運営と説明責任を果たしていきます。

3-3. 将来ビジョン

様々な課題に対応できる「市民に頼られる社協・社協職員」を目指します。

社会福祉協議会として果たさなければならない役割と市社協自らが将来こうなりたいという姿を融合しながら将来ビジョンを描きます。

- ◇究極の将来ビジョンとして、使命であるコミュニティワークとコミュニティデザインの実践を通して、福祉社会を実現すること。そのためには真に実効性のある取組みに集中し成果が出せること。
- ◇会員制度となっている社協の協議会構造を基礎として、これまで以上に多くの福祉関係者、福祉関係団体が参加、協働し相乗効果を生み出すこと。
- ◇すべての人に正確で分かりやすい情報提供を目指し、情報格差のない状態となること。
- ◇組織の運営体制は、安定して継続可能な経営であること。
- ◇その他、職員は具体的に次のような将来への展望を持っています。

どんな社協にしたいか

- 関係機関との連携強化して多様なニーズに対応できる
- 業務を遂行するために心と体の健康が保持できる快適な職場環境
- 職員同士の信頼関係を築き、部署間でより協力し合える組織

どんな仕事をしていきたいか

- 持続可能な社会を実現のための健康に関する事業
- 複合的な課題を解決するための生活困窮者支援等の事業
- 働き方改革によるムリ、ムダ、ムラのない仕事の在り方

どんな職員になりたいか

- 地域福祉の専門家としての知識、スキルのある職員
- 自らの立場や職務を理解して、責任と公正性・公平性を持つ職員
- 速やかな対応による利用者から信頼される職員

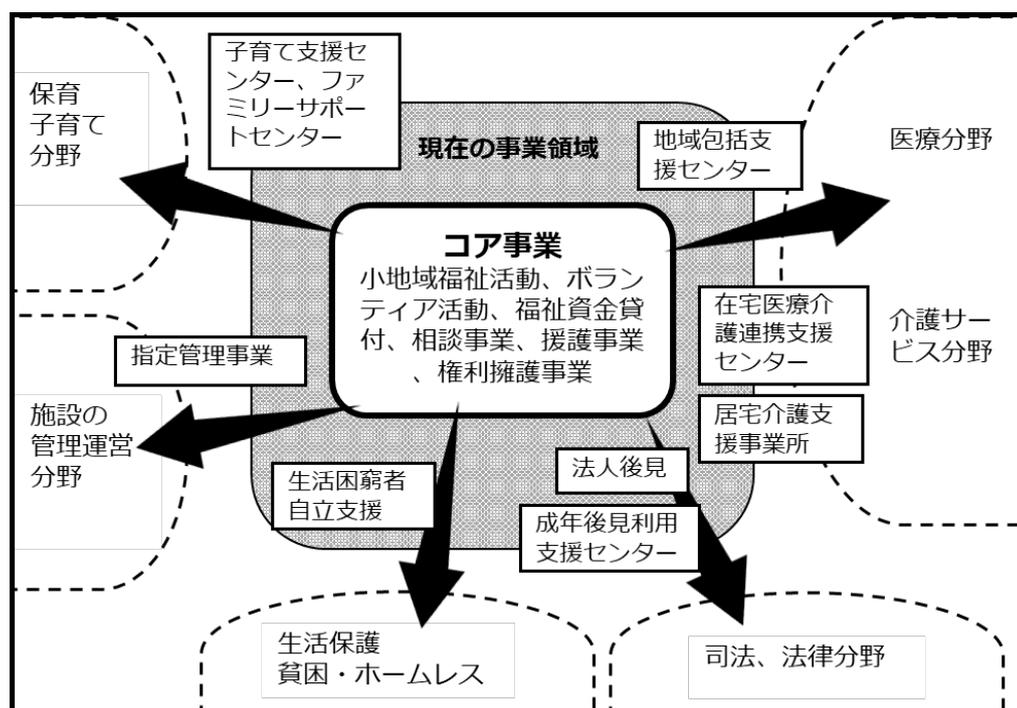
4. 経営戦略の策定

4-1. 事業領域の考え方

事業領域が拡大し、境界があいまいになってきました。事業を行うにあたり社協の立ち位置を考え、事業領域について意識します。

近年、市社協の事業領域が拡大、ボーダーレス化してきました。従来から行っている中心的な事業である小地域福祉活動の推進、ボランティア活動の推進、福祉資金貸付、相談事業、援護事業、権利擁護事業等は、いずれの市区町村社協でも実施している市社協のコア事業です。

それに対し市町村ごとに実情は異なりますが、主に行政との関係性で様々な受託事業を通じ、介護、保育、生活保護をはじめ施設管理運営、司法（法律）、医療などの従来では領域外に分類されていた分野にも接続されています。



事業領域の拡大は必要性から生じたものですが、実施の条件となるスキルを持った職員を確保しなければなりません。市社協として事業領域を意識せずに異分野への参入は十分に慎重に行うべきです。本当にやらなければいけない事業を考えるためにも事業領域と市社協の立ち位置を意識する必要があります。

4-2. 事業展開の基準と評価の方法

現在と将来に渡り、社協に求められる役割と強みを生かした事業選択を行います。

経営理念にある「住民参加」、「福祉ニーズ」、「先駆的」、「利用者本位」、「総合的な支援体制」などのキーワードを元にして、新たな事業を開始する時はもちろんのこと既存事業を評価する際の基準とします。

次の評価基準に従い、現在と将来に渡ってどのくらい強みがあるか点数化して判断します。より重点的な項目は配点を高めています。

評価基準	どのような点に強みを見出すか	重点配分（配点）
住民参加型であるか	住民参加と協力を得て行われることに強みがあると判断します。	10点
利用者本位になっているか	自立に向けて利用者本位であることに強みがあると判断します。	10点
総合的な支援体制があるか	一方的な側面でなく、総合的な支援体制を組めることに強みがあると判断します。	10点
住民ニーズに基づいているか	住民ニーズとその解決につながるものに強みがあると判断します。	15点
先駆的であるか	まだどの事業者等も取組んでいないことに強みがあると判断します。	5点
市内で唯一であるか	ほかの事業者等が取組んでいないことに強みがあると判断します。	5点
関係機関と連携があるか	行政や他の事業者等と連携が取れることに強みがあると判断します。	10点
情報開示できるか	個人情報を除いて説明責任を果たせることに強みがあると判断します。	10点
事業単独で運営できるか	事業単独で人員が配置でき、安定して運営できることが前提です。	15点
採算が取れなくとも使命により必要か	一度始めた事業は継続が前提となるので、財源の裏付けが必要です。	10点

4-3. 経営戦略

財務的な目標に加えて、市社協として役割を果たしたのかどうかに視点を置き、経営判断を行います。

市社協のような非営利組織にも経営（マネジメント）が重視されるようになってかなりの期間が経過しました。非営利組織では純資産の増加が経営の最終目標にはなりません、組織とサービスの質を維持するための財源は必要です。

財務的な目標に加えて市社協としての役割を果たしたかどうか視点を置き、組織として求められるレベルへ到達したか、サービスの質の維持と向上につながったのか、判断していきます。

経営戦略Ⅰ 地域福祉活動計画の実現を支える体制づくり

平塚市地域福祉リーディングプランの中の第3期平塚市地域福祉活動計画における施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあい活動の充実などを推進します。

また、取組み項目は以下のとおりとなっています。

1 交流・つながりのある地域づくり	01 誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進 02 地区社会福祉協議会活動の活性化支援 03 子育て支援のネットワーク構築促進
2 支えあい活動の充実	04 福祉活動団体等のネットワークの拡大 05 さまざまな福祉教育の推進 06 ボランティア等の人材の発掘と育成 07 企業等の貢献活動への参加促進
3 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	08 孤立や排除のない地域づくりの推進 09 地域生活課題の早期発見と対応力の強化 10 災害時の助けあい活動への取組

4 住民への支援 の充実	11 社協らしい相談・支援体制の強化 12 その人らしく生きる権利をまもる取組の推進 13 生活困窮状態にある人への支援
-----------------	--

発展・強化計画では、地域福祉活動計画の実現を支えるため、次の点を経営戦略として定めます。

◇地域の担い手の確保

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会等を含む地域活動の担い手については、ますます見つからない状況にあります。また、ボランティアグループや子育て支援グループなどの事業継承についても、課題となるのは財源や活動場所の面よりもまず人材確保の面にあります。さらには行政の施策や福祉制度の見直しに伴い、今後も地域での活躍を求められる傾向は強く、既に同一人物がいくつも掛け持ちをして活動しているといった状態をより進めてしまうこととなります。

地域福祉活動を衰退させないために人を育て、育てたら任せられるところまで手立てを打つ必要があります。地域での担い手や各団体の後継者の確保を市社協に求められる役割と認識し、各団体と一緒に考えていきます。

◇市社協の相談機能

社協活動の中にあって、「相談支援」という要素は、それぞれの事業に必ずといってよいほどに含まれています。展開する事業ではまず面談やヒアリングの場面があり、相談者の的確なニーズ把握や適切な専門機関への接続が大切であり、また専門的な相談の前における「相談の振り分け機能」としての総合相談の役割を果たす必要もあります。

そこで市社協の相談業務に従事している者を中心に相談スキルの標準化や蓄積を行います。

◇市社協が行う個人支援

自立生活の支援のために、直接一人の方に対して可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援する取組みを行っています。個人支援には相談や貸付、ケアプランや支援計画作成、成年後見（法人後見）などを通じて当事者に直接

関わり生活を支えるという重要な意味があり、プランニングからサービス管理までを適切に行う体制を構築していきます。

経営戦略2 事業経営の安定化

事業の収支バランスを見ながら運営し事業継続を目指します。

◇サービス提供事業の収支課題

サービスの提供は、個々の生活を支えるという重要な意味があります。しかしながらサービスの提供は市場原理であり、他業種からの参入も盛んです。

市社協がどのようなサービスを提供するかについては、経営理念のとおり、利用ニーズを的確につかむことに加えて、先駆的かつ市内唯一であることなど、他の事業所との違い、社協らしさを打ち出すことが課題となります。収支バランスをとって事業実施するだけでなく、制度の隙間を埋めるような取組み、地域住民との連携、ボランティア活動との連携を進めます。

◇受託事業

受託事業は、主体が発注する側にあるもので、発注者（多くは平塚市）が仕様書に基づいて予算を見積もり、受注者（市社協）が業務を請け負うものです。より良く業務を遂行し、求められた成果を出すために、受注者である市社協側から適時提案をしていく必要もあります。特に受託することで将来に渡り資格をもった職員の配置が必要となり全体の人事にも影響することから、慎重に判断します。

事業を受託する際には、経営理念や事業領域、事業展開の基準に当てはめながら、市民にとってどのような形態で事業展開するのが良いのかという視点に立ち、定例的に評価を実施します。単なる下請けとならぬよう、外部の有識者の意見を参考にするなど事業の健全化を図っていきます。

◇指定管理事業

市社協は、平成18年度から福祉会館等の施設管理を中心に指定管理者制度での受託運営をしています。施設を効率的かつ最大限能力が発揮できるよう適切

な管理運営を目指します。また、建物管理をはじめそれぞれの分野の専門家との共同事業体も検討して管理運営を実施します。

指定管理者の選定時には、毎回競合が想定され、事業の継続性は保障されず、職員の雇用やモチベーション維持に不安を抱えています。そのため福祉やボランティアといった社協らしさと指定管理者制度の趣旨とに折り合いをつけて、継続するためにどのような力をつけていくかが課題となります。指定管理事業も受託事業の一部であり、有識者の意見も参考にしていきます。

経営戦略3 組織運営基盤の強化

組織の運営基盤の強化に対する戦略は大きく次のとおりに分けられます。

◇協議会組織の充実強化

社会福祉協議会は会員組織であり、それ自体が市内の福祉活動団体、福祉従事者の集まる場です。理事会や評議員会を通じて様々な団体が意見交換し、課題を調整する機能を有しています。市社協としては構成団体それぞれが会員強化し団体として継続されるように支援します。また様々な場面で自治会への加入促進や賛助会員加入を呼び掛けます。

企業や商店の賛助会員については、イベントやウェブサイトにて協力していただいている企業等の名称が目にとまるようしメリットを打ち出していきます。

◇経営改善計画の着実な推進

平成29年度に策定した経営改善計画では、事業収支、人材確保や育成、新たな収入源など経営資源のいわゆる人・モノ・カネを一体で把握し、改善のための取組みを定めたものとなっています。

経営改善計画を着実に推進するため毎年度の事務事業評価や業務棚卸しや人事評価など繰り返し実施していきます。

◇事業継続計画（BCP計画）

災害が起きた時を想定して事業継続のあり方をあらかじめ決めておく必要があります。災害時の市社協の役割として、災害時ボランティアネットワークセ

ンターを設置運営し、被災地支援のボランティアを一手に引き受けるといった重要な任務があり、それと並行して通常の業務も行います。

災害時における事業拠点の確保やデータの保全などを的確に行い、市社協の機能を維持しなければならず、役職員や利用者、地域福祉のキーマンとなる方の安否、所在確認など速やかに進めます。

復旧にあたってはすべての事業を一度に復旧するようにすると返って時間がかかることがあります。優先的に復旧させるものとそうでないものを事業継続計画の中で区別します。

さらに復興期において地域のつながりが断たれてしまうことも想定されることから平常時からの隣近所の関係づくりの支援に努めます。

◇広報戦略

現在は組織を運営し事業を展開していて広報活動に手が届かないことがあります。また市社協全体で一貫した広報戦略といったものが存在しません。職員の企画運営能力を高め、信頼される社協を目指して広報活動を充実させる必要があります。

市社協の広報活動の意味合いとして、

- ①福祉制度全般を市民に分かりやすく伝える
- ②市社協や会員の事業内容の紹介
- ③市内各地域で行われている独創的な取り組みや人物紹介

などがあります。

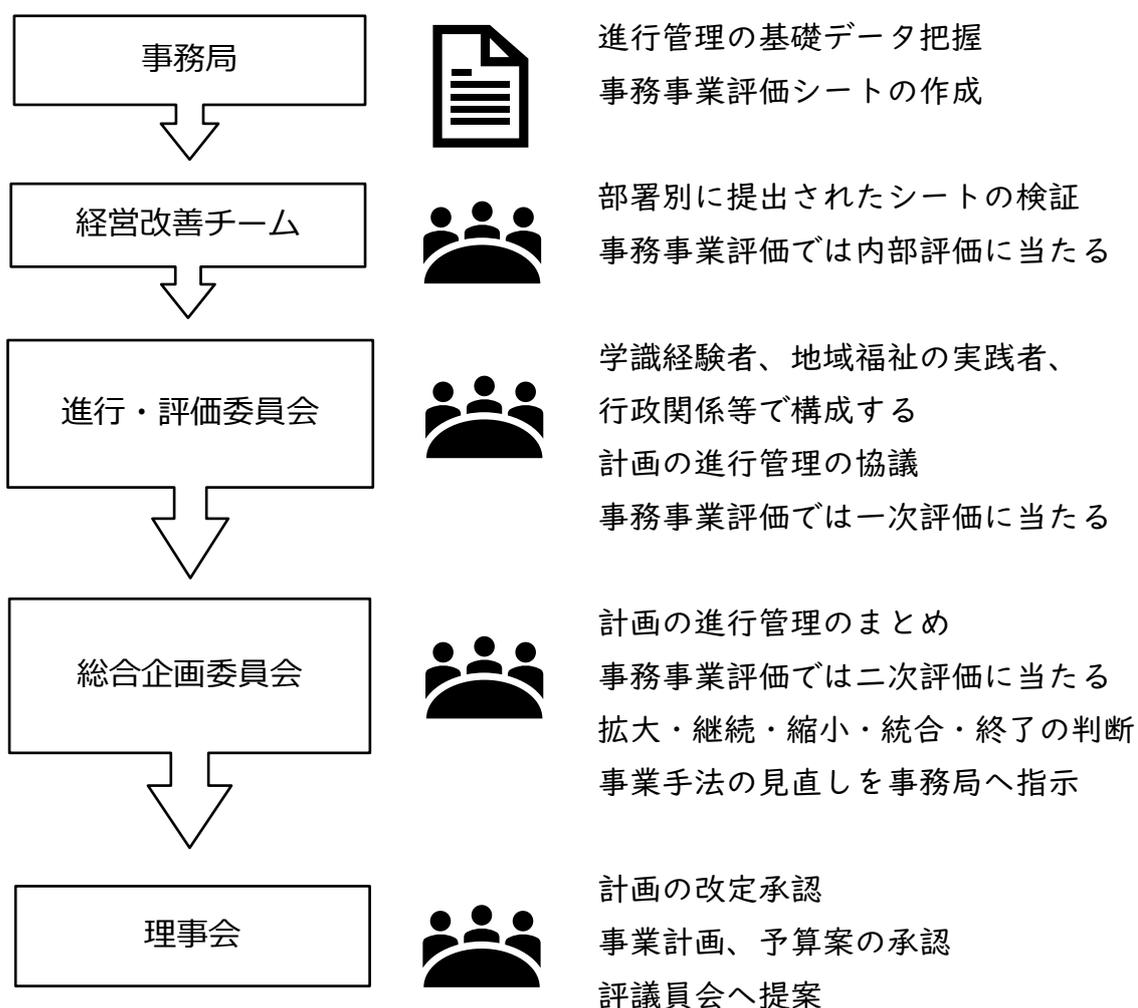
紙面制作にスキルや経験のあるボランティアの協力を得たり、紙面やウェブサイトに限らず、集会などの人的交流による口コミなども有効な広報ツール（手段）として捉えていきます。

5. 計画の実施と推進

5-1. 計画の進行管理

経営改善計画に基づく事務事業評価を活用し、計画の企画立案から実施、評価、見直しまでをPDCAサイクルとして進めます。

◇事務事業評価の流れ



5-2. 計画の見直し

この計画は期間を定めず、おおむね4年ごとの見直し（バージョンアップ形式）で対応していきます。
また計画の見直しのため日頃から福祉ニーズの把握に努めます。

計画の推進は、実施と評価をマネジメントサイクルとして行い、そこから見えてくる課題を改善すべきものとして捉えることが必要です。改善を繰り返すことで、市社協の強み（社協らしさ）につなげます。

進行管理は事務事業評価の結果を受け、次の計画策定に反映させるほか、必要があれば計画期間中での事業の見直しを行います。

◇改定のプロセス

計画を改定（バージョンアップ）する場合は、準備段階から以下の手順に従って進めていきます。現状把握と分析は、ニーズ調査等のほか日頃から様々な手段で地域の実情把握や調査研究に努めます。調査対象は実施サービスの利用者や講座の受講者はもちろん地域福祉活動の担い手、関係団体のほか可能であれば利用見込みの者にも広がります。

- (1) 改定の準備、評価結果、基礎調査の実施など
- (2) 経営状況、経営環境の現状把握と分析
- (3) 経営課題の抽出と把握
- (4) 経営理念と将来ビジョンの設定
- (5) 経営戦略の策定
- (6) 実施計画や単年度事業計画への反映

○資料編

◇計画策定について

・計画策定委員会委員名簿

		◎委員長 ○副委員長	
選出区分		氏名	所属
地区社協部会		進藤 祥弘	四之宮地区社協会長
民生委員児童委員協議会	◎	小瀬村 春雄	平塚市民生委員児童委員協議会会長
自治会連絡協議会		鈴木 敬一	松が丘地区自治会連絡協議会会長
福祉経営関係者		久保 豊彦	社会福祉法人カメラア会
学識経験者	○	森久保 俊満	東海大学健康科学部准教授
行政機関		今井 修己	平塚市福祉部高齢福祉課長

・総合企画委員会委員名簿

		◎委員長 ○副委員長	
選出区分		氏名	所属
地区社協部会		持田 修	地区社協部会会長
自治会連絡協議会	○	秋山 博	平塚市自治会連絡協議会会長
民生委員児童委員協議会	◎	小瀬村 春雄	平塚市民生委員児童委員協議会会長
保護司会		柳川 義信	平塚地区保護司会会長
福祉施設部会		清水 行夫	福祉施設部会部会長
平塚市障がい者団体連合会		龍崎 健雄	平塚市障がい者団体連合会会長
ボランティア連絡会		林 征子	平塚ボランティア連絡会会長
老人クラブ連合会		森下 斉	老人クラブ連合会会長
学識経験者		森久保 俊満	東海大学健康科学部准教授
行政機関		柳川 喜男	平塚市福祉部生活福祉課長
平塚市社会福祉協議会		梶山 剛生	平塚市社協常務理事

・事務局

事務局長	梶山 剛生	いきいき生活支援課長	久保川 宏一
事務局次長兼施設管理課長	露木 昭彦	介護事業課長	遠藤 年彦
総務企画課長	安藤 綾英	総務企画課法人運営班	岩間 望
地域福祉推進課長	大貫 美也子	総務企画課法人運営班	齋藤 和希

・策定の経緯

計画策定委員会

- 第1回 平成30年7月30日 策定に向けた検討開始
- 第2回 平成30年9月27日 計画策定に伴う基礎情報確認、計画の構成検討
- 第3回 平成30年11月12日 活動計画の策定状況、計画の構成検討
- 第4回 平成31年1月31日 素案の検討

総合企画委員会 平成31年2月19日

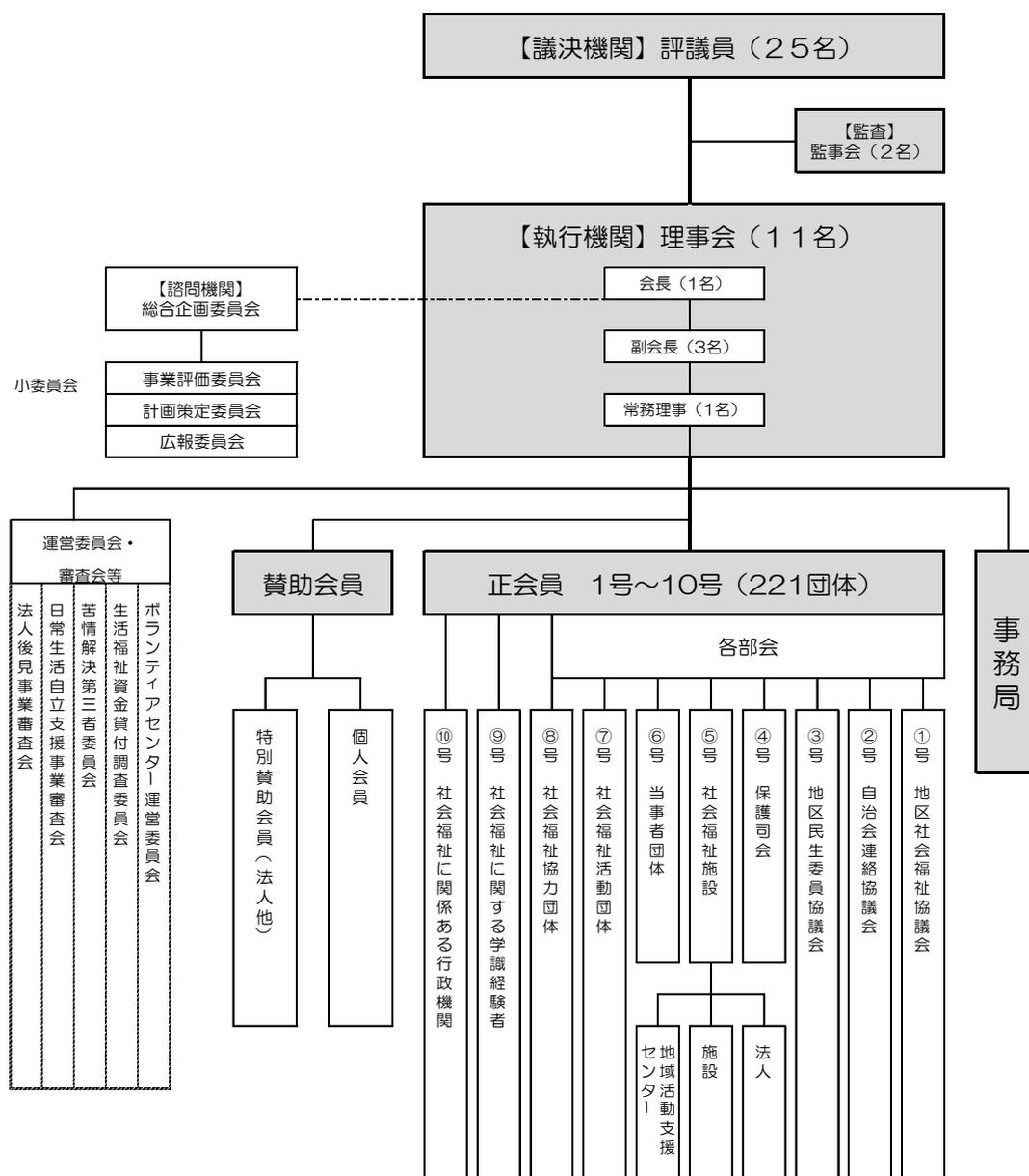
正副会長会議 平成31年3月5日

理事会 平成31年3月12日

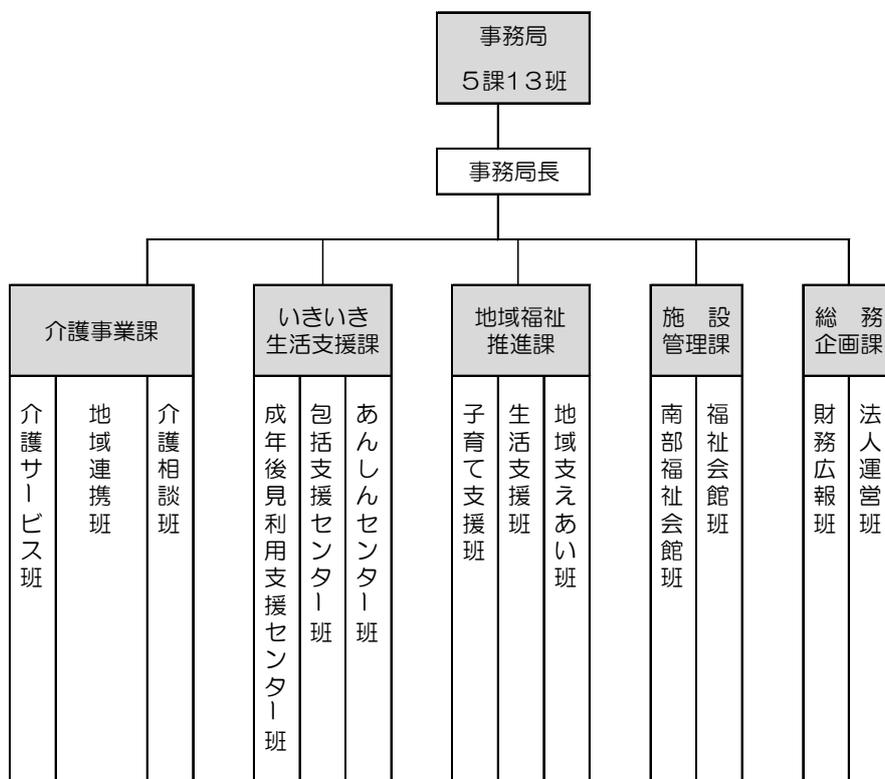
◇基本情報

法人名 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
 所在地 平塚市追分1番43号
 設立年月日 昭和28年(1953年)4月1日
 社会福祉法人認可 昭和50年(1975年)3月31日

◇組織図(全体)



◇組織図（事務局）



- ・在宅福祉相談
- ・ひらつか地域介護システム会議事務局
- ・在宅医療・介護連携支援センター
- ・障がい者総合支援事業他

- ・平塚市成年後見利用支援センター
- ・平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき
- ・日常生活自立支援事業・法人後見事業

- ・地区担当・ボランティアセンター・ボランティア相談
- ・くらしサポート相談・生活支援相談
- ・子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

- ・平塚市福祉会館
- ・平塚市南部福祉会館（なぎさふれあいセンター）

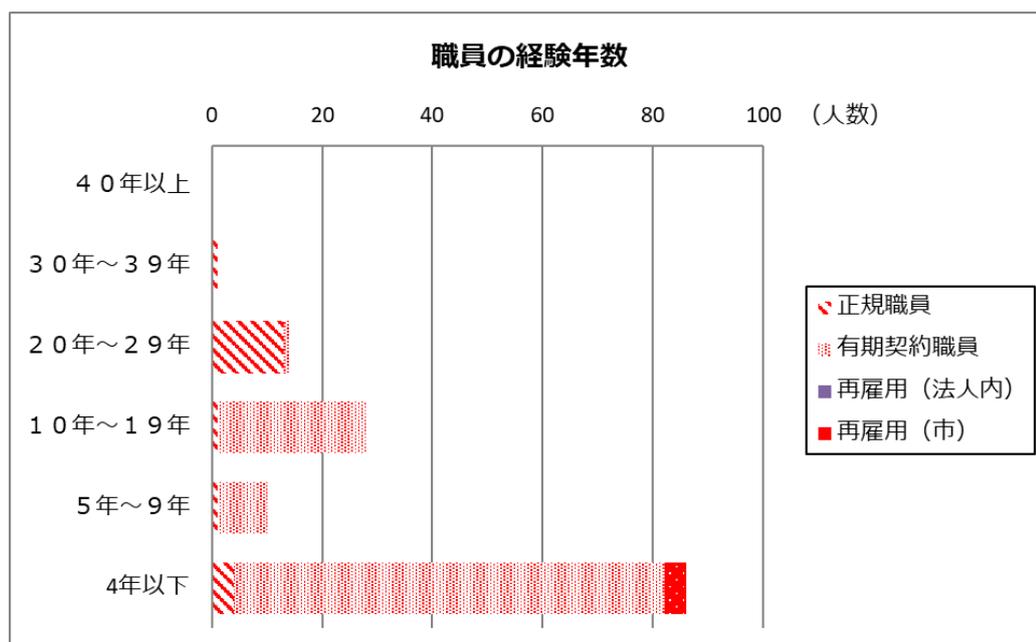
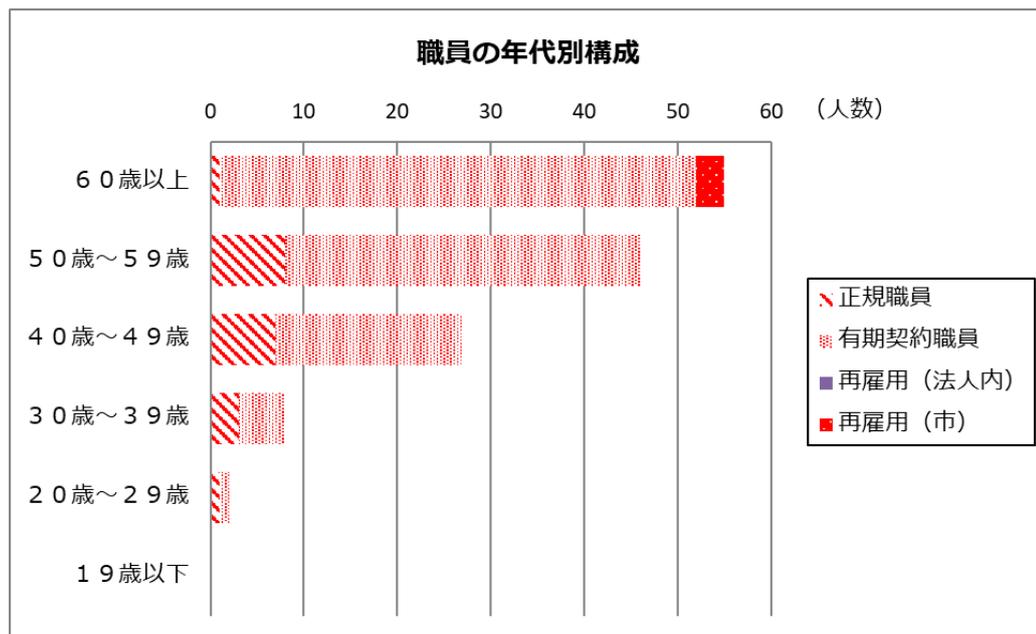
- ・共同募金会平塚市支会

◇事務局職員の構成

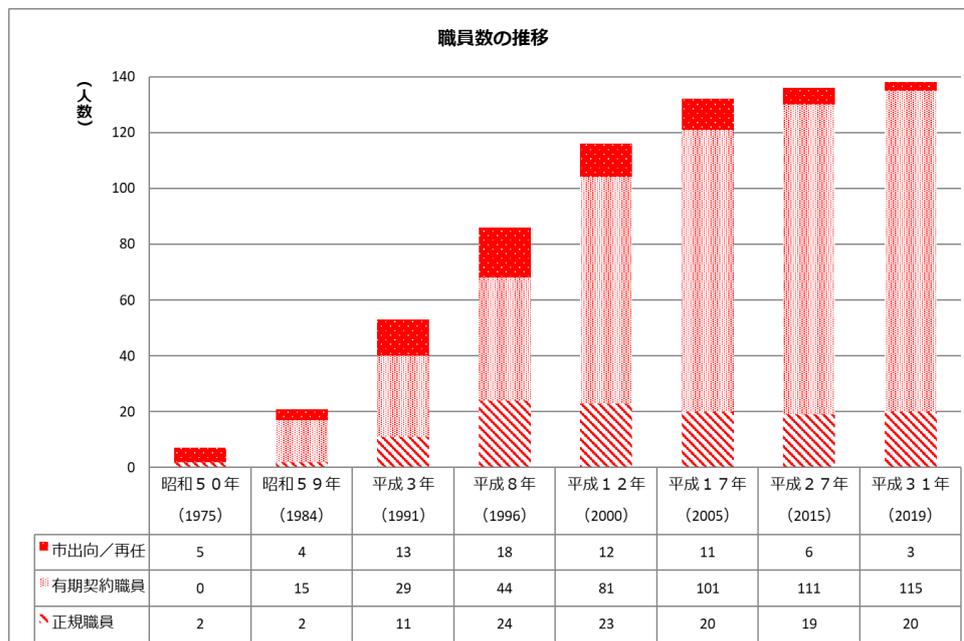
平成31年3月1日時点の職員構成：139人（常勤役員は除く）

内訳：正規職員20人、有期契約職員115人、

再雇用職員（法人内部から0人、平塚市から3人）



◇事務局職員の推移



法人運営上に大きな出来事があった時点の職員数の推移

昭和50年：市社協法人化

昭和59年：平塚市福社会館、東部福社会館白寿荘、老人憩いの家七国荘受託

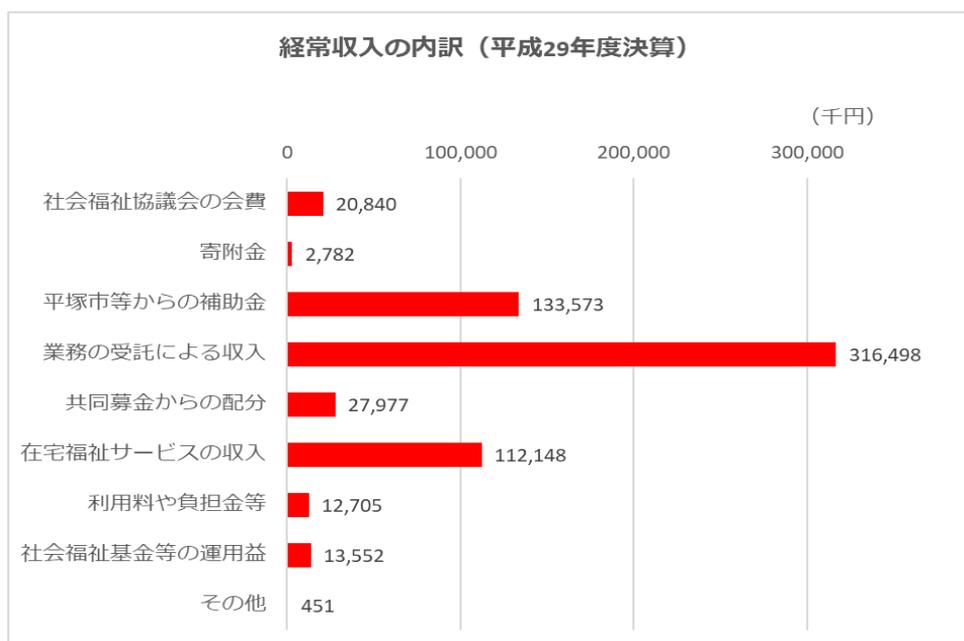
平成3年：在宅福祉サービスセンター平塚栗原ホーム開設、受託

平成8年：なぎさふれあいセンター開設、受託

平成12年：介護保険事業開始 平成17年：法人化30周年

平成27年：法人化40周年

◇財政状況



新・平塚市社会福祉協議会 発展・強化計画
バージョン 201903

平成 31 年（2019 年）3 月発行

編集・発行 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
〒254-0047
平塚市追分 1 番 43 号
TEL 0463-33-1377（法人代表）
FAX 0463-33-6588

この計画書の大部分は、文字の読みやすさに配慮し、ユニバーサル
デザイン（UD）フォントを使用しています。